

日本労働年鑑 第54集 1984年版  
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

2 臨調最終答申にたいするたたかい

臨調最終答申と公害・環境行政

臨時行政調査会(臨調)は、一九八三年三月一四日、最終答申を政府に提出し、二年間の任期を終えて解散した。この間、五次にわたる答申を提出したが、その内容はいずれも軍拡、大企業奉仕と国民生活破壊に結びつくものと指摘された。公害・環境行政についても、大きく後退させる方向での諸提案がなされ、公害対策切り捨てのうごきに拍車をかけている。最終答申のなかの公害・環境行政に関連をもつ部分を項目的に示せば、おおむねつぎのとおりである。

【臨調最終答申中公害関連項目】

- (1)公害健康被害補償制度の見直し(この内容については後述)
- (2)製品の安全検査等の整理合理化 製品の安全検査・検定業務については、行政機関から民間の指定検査機関等に委譲し、さらに事業者の自主的検査へと移行させる。
- (3)保安検査の見直し 高圧ガス取締法及び消防法に基づく休止設備の定期保安検査の実施を免除し、その他保安検査制度の見直しを行う。
- (4)石油コンビナート等災害防止法に基づく新設等の届出事務の簡素化  
右届出事務を簡素合理化し、都道府県知事に委譲する。
- (5)食品添加物の検査項目の合理化 食品添加物のうち、タール色素の検査及びタール色素製剤の検査については、検査項目の合理化をはかる。
- (6)医薬品の検定の見直し 医薬品の検定については、指定品目の見直しを図る。
- (7)医薬品等の製造承認等の権限委譲 医薬品等の製造承認等については、有効性及び安全性に関して比較的問題のないものなどに係る権限を都道府県知事に委譲する。
- (8)環境行政機構の在り方検討 環境に関する行政機構の在り方を検討する。

- (9)公害防止事業団の業務内容の転換 公害防止事業団については、建設譲渡業務の内容の転換を図り、融資業務についても特に必要なものに限定する。

公害健康被害補償制度の見直し

臨調最終答申のなかでのとくに重大な問題は、公害健康被害補償制度の見直しである。最終答申では、補助金等の整理合理化方策の一環として「公害健康被害補償協会交付金」をとりあげ、そこにつぎのような記述がなされた。

「公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえ、公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として創設されたものであり、発足後八年余を経過したところである。大気汚染の原因者が公害発生防除に一層努めるべきことはもちろんであるが、今後とも制度を維持しつつ科学的見地からの検討を進め、第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図るとともに、レセプト審査の強化等により療養の給付の適正化を進める。」

ここで対象となった交付金は、民事責任を踏まえた原因者負担の原則にもとづいて、公害による健康被害者の補償や療養にあててきたものであるから、他の一般的な補助金、交付金と性格を異に

し、本来行政改革の対象とすべき性格のものではなかった。

全国の公害患者などは、経団連などの公害健康被害補償制度の廃止をめざすさまざまなキャンペーンにこたえるかたちで最終答申に前記内容が盛り込まれたことにたいして、強い批判を加えている。

#### 臨調にたいする被害者のたたかい

この最終答申に先立ち、臨調にたいしては、全国の公害患者をはじめそれを支援する諸団体の強い抗議と要請行動が頻繁になされた。

大気汚染による公害患者の全国的組織である「全国公害患者の会連合会」(約二万五〇〇〇世帯を結集)は、臨調が経団連の意向にそって公害対策切り捨ての検討を開始した一九八一年から、経団連や臨調にたいして、何度も抗議要請行動をもった。さらに一九八二年一二月、臨調第三部会報告素案のなかで、公害被害指定地域等の見直しの問題が取り上げられたことが新聞報道により明らかになると、約三ヵ月の間に、臨調との間で一七回にのぼる交渉をはじめ、ハガキ・電話・電報による要請を繰り返しおこなった。全国からは約二〇〇〇団体の署名が寄せられ、臨調や国会周辺における大量宣伝活動や国会、自治体にたいする請願行動をもった。また、臨調第三部会報告の発表される一九八三年一月には、寒風吹きすさぶなかで、全国の公害患者約六〇〇人が臨調玄関前に座り込んで抗議行動を展開した。

以上のような反対運動がおこなわれたにもかかわらず、臨調によって前記内容の答申が提出されたが、被害者団体は、この運動面の成果をつぎのように総括した。

#### 【被害者団体の運動の成果】

(1)最終答申には、第三部会報告にはなかった「公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえたものである」旨の記載を入れさせ、しかも、「今後とも制度を維持する」旨を認めさせた。また、第三部会報告素案にあった「大気汚染が改善されている状況にある」という記載は、最終答申からは削除させた。

(2)臨調に対する闘いの輪が広がり、それがマスコミを通じて広く報道されたため、臨調の本質が国民の眼前にさらけ出された。

(3)臨調に対する運動が、補償制度見直しを推進している経団連や環境庁にも、一定の影響を与え、被害者の今後の闘いにも展望を与えるものとなった。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---